



保育士資格をお持ちの皆さまへご案内☆ 沖縄市保育士復職応援給付金！



給付金：10万円



沖縄市では、保育士資格を持ちながら1年以上保育士として勤務をしていなかった方が、沖縄市内の認可保育施設へ保育士として復職すると、お祝い金の給付を昨年度に引き続き行っています。



【申請要件】

沖縄市内認可保育施設等に令和6年4月1日以降採用されて現在も勤務している保育士で、次の要件を満たす方が対象です。

- ①保育士資格を持っていて、採用以前に市内外の認可保育施設や認可外保育施設、幼稚園や認定こども園などで、1年以上保育士等として勤務していない方

※育児休業等で休職からの復帰は対象外となります。

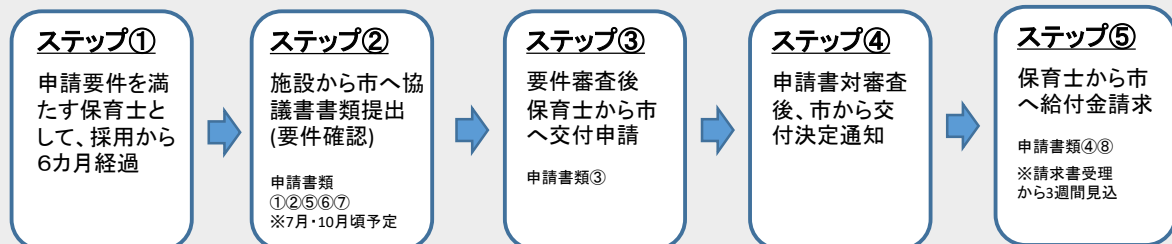
- ②週あたりの勤務時間が20時間以上の方
- ③採用の日から同一の施設で保育士として6カ月以上経過した方
- ④採用の日から1年以上継続して勤務する意思のある方
- ⑤過去に沖縄市保育士復職応援給付金の支給を受けていない方



【申請時期】年2回：7月頃・11月頃に施設へ案内予定です。

【申請の流れ】

保育士復職応援給付金は、勤務している認可保育施設を通して申請していただきます。



申請から支給まで3ヶ月程度かかる見込みです。

【申請書類】

- ①事前協議書（施設にて作成）
- ②対象保育士確認書
- ③給付金交付申請書
- ④給付金交付請求書
- ⑤履歴書（採用時）の写し
- ⑥保育士資格証の写し
- ⑦勤務時間が確認できる書類（雇用契約書等）の写し
- ⑧振込先が確認できる書類（通帳写し等）



沖縄市保育士復職応援給付金に関するお問い合わせ：
沖縄市役所 保育・幼稚園課 入所係 Tel:098-939-1212(内線:3137)

沖縄市保育士復職応援給付金FAQ

給付金に関するよくあるお問い合わせです。申請前に一度ご確認ください。

Q1：どのようにして、給付金を申請するのですか。

A1：保育士復職応援給付金は、勤務先の認可保育施設(沖縄市内)を通して申請して頂きます。

なお、令和7年度の申請期間は、7月、11月頃の年2回を予定しています。

Q2：沖縄市外に住んでいる人も対象になりますか。

A2：条件を満たす方であれば、市外に住んでいる方も対象となります。

Q3：復職とあるが、保育士資格取得後1度も保育士として勤務していない場合も対象となりますか。（取得後、1年以上経過している）

A3：対象となります。

Q4：令和7年4月に常勤職員の保育士等として採用となり、3か月の試用期間を経て令和7年7月に本採用となりました。いつから申請できますか？

A4：令和7年4月に常勤職員の保育士等として採用されているため、採用の日から6カ月経過した令和7年10月（申請は11月頃）から申請可能です。

Q5：産休・育休等で1年間休職していましたが、対象となりますか？

A5：産休・育休等からの復帰は雇用継続状態となりますので申請対象外となります。

Q6：3月まで市外の保育所等で勤務しており、4月から市内の認可保育所等で勤務した場合、給付対象となりますか？

A6：対象外となります。潜在保育士の方の再就職促進を目的とした給付のため、直近1年間に市内外の保育所等で勤務している方は対象となりません。

Q7：専門学校時に保育士資格を得て3月卒業後、保育園に4月から勤務しているが対象となりますか。

A7：対象外となります。但し、卒業後保育士の資格を持ちながら1年以上保育士として勤務していない者が保育士として就職する場合は対象となります。

Q8：保育補助者として保育園にて就労、就労中に保育士の資格を得た場合。

A8：対象外となります。保育士の資格を持ちながら1年以上保育士として勤務していない者が保育士として就職する場合に対象となります。

Q9：給付金は、毎年度実施していますか。

A9：記載内容は令和7年度実施事業です。令和8年度以降の継続実施につきましては、市の保育士確保状況等により毎年度見直しが行われます。

その他、保育士への補助等の情報については、「沖縄県保育士・保育所総合支援センター」のホームページにも掲載されています。

